

薬食安発第 0305003 号
薬食監麻発第 0305002 号
薬食血発第 0305005 号
平成 16 年 3 月 5 日

日本赤十字社社長 藤森 昭一 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



血液製剤関係のプリオン病対策について

血液製剤関係の伝達性海綿状脳症対策については、平成 11 年 2 月 19 日付け医薬安第 16 号・医薬監第 22 号・医薬血第 13 号、厚生省医薬安全局安全対策課長・監視指導課長・血液対策課長通知「血液製剤関係の伝達性海綿状脳症対策について」(以下「旧通知」という。)において示してきたところであるが、旧通知発出以降、クロイツフェルト・ヤコブ病(以下「CJD」という。)及びその類縁疾患に関する研究が進み、CJD がプリオン病としてより詳細に分類されるようになったため、下記のとおり旧通知の趣旨を現在のプリオン病の分類に基づき、明確にしたので、貴社内に周知徹底を図りたい。

なお、旧通知は廃止する。

記

1. CJD 等プリオン病の危険因子を有する者による供血は極力事前に排除されるべきであるが、供血者が CJD 等プリオン病を発症したことが供血後に判明した場合、それが血液を介し感染する可能性がある感染性プリオン病(変異型 CJD、硬膜移植による CJD 等)である場合は、念のため関連する血液製剤を回収すること(別紙参照)。
2. 製造業者等は CJD 等プリオン病に関する内外の新たな知見及び情報に十分留意し、血液製剤に係る安全対策に遺漏なきを期すとともに、当該知見等を入手した場合には、遅滞なく、安全対策課に報告すること。

クロイツフェルト・ヤコブ病の分類の整理と血液製剤の取り扱いについて 別紙

